

～ 経済的に不安のある方にも、適切な医療を受けていただくために ～

精神科『無料・低額診療事業』のご案内

「保険証がないから・・・」 「医療費の支払いが困難だから・・・」
社会的、経済的な問題で治療を諦めてしまっている方、ご相談ください。
私たちと一緒に治療を始めましょう。

● 無料・低額診療とは。

医療を受ける経済的な余裕が無い方でも、**無料**もしくは、**低額**な料金で医療を受けて頂く制度です。

住吉病院では、社会的・経済的な理由により医療が受けられず困っている方が、この事業を利用し、医療を受けることにより再び自立した生活を送れるよう、支援することを目的としています。

● このような場合にはご相談下さい。

- 1 保険証がない。短期保険証や資格証明書が発行されて困っている方
- 2 病気や障害などで収入がなくなり、医療費の支払いに困っている方
- 3 リストラや失業のため一時的に収入がなくなり、医療費の支払いに困っている方
- 4 医療費の支払いをすると生活に困難を生じる方
- 5 その他（ホームレスの方、破産者、外国人、DV 被害者など）



● 無料・低額診療を利用すると、医療費負担はどのくらい軽くなりますか？

無料診療

無保険者、ホームレス、外国人労働者、DV 被害者、住所不定就労者、人身取引被害者等が対象となります。**健康保険への加入または生活保護開始までの期間、医療費の全額を免除します。**

※ 有効期限は原則1ヵ月、最大3ヵ月です。

低額診療

収入の条件によって、
医療費個人負担分が**全額免除**、もしくは**半額免除**になります。

※ 有効期限は原則6ヵ月以内です。

※ 他院での診察や、院外処方による調剤薬局での支払い（お薬代）には適応されません

☆ 低額診療の収入の条件とは？

1ヶ月の収入が**生活保護基準の120%以下**の場合



医療費自己負担分 **全額免除**

1ヶ月の収入が**生活保護基準の140%以下**の場合



医療費自己負担分 **半額免除**

● 低額診療の適応が想定される収入例（山梨県甲府市を基準）

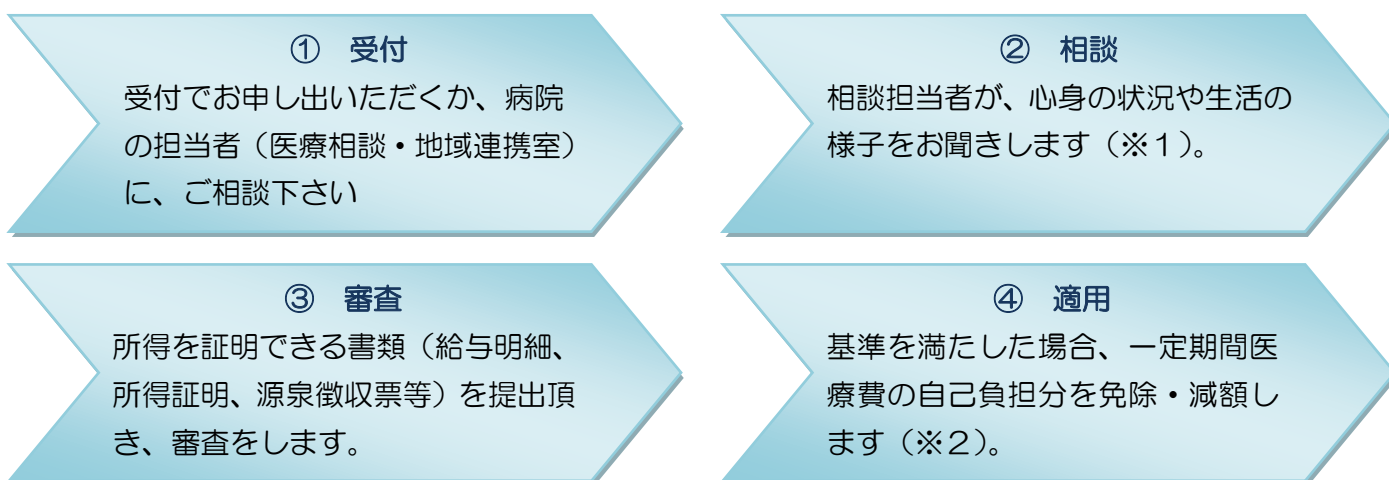
家族構成（例）	生活保護基準120%以下	生活保護基準140%以下
70歳／一人暮らし／借家	約 116,000円／月 以下	約 136,000円／月以下
60歳・30歳／2人暮らし／持ち家	約 135,000円／月以下	約 158,000円／月以下
45歳・13歳・10歳／3人暮らし／借家	約 211,000円／月 以下	約 213,000円／月以下

※ 家賃（住宅扶助）は29,000円で計算

※ お住まいの地域、家族構成、年齢、生活の状況によって基準は異なります。

あくまで一つの目安であり、無料・低額診療が保障されるものではありません。参考として確認頂き、詳細につきましては病院担当者にご相談下さい。

● 無料・低額診療の手続きについて



※1 相談内容に関する個人情報は、厳重に管理します。

※2 他院での診察や、院外処方による調剤薬局での支払い（お薬代）には適応されません。

● 適用されたら

無料・低額診療事業は生活が安定するまでの**期限のある措置**になります。今後の生活環境の改善をご一緒に模索しつつ、治療を進めていきましょう。

もし適用とならなかった場合でも、医療費の支払い、当面の生活などについてご一緒に打開の道をさがすことや、他の公的な社会保障制度の適用が可能な場合は、その手続きについてもご紹介することも可能です。

まずはお気軽にご相談下さい！！

相談担当：医療相談室・地域連携室まで

 公益財団法人 住吉偕成会 **住吉病院**

〒400-0851 山梨県甲府市住吉 4-10-32

お問合せ 055-235-1521

ホームページ <http://www.sumiyoshi-kaisei.jp>